

失効届出
（自衛隊法第65条の11第1項関連）

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

令和 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11
第1項の規定による届出に係る 約束の効力が失われました
地位に就くことが見込まれないこととなりました
ので、届け出ます。

（記載上の注意）

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第65条の11第4項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同規則第65条の13第2項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。